

令和7年第4回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和7年4月25日（金）

開 会 午後 6時30分

閉 会 午後 7時50分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名（14名）

1 番 高梨 美代子

3 番 秋葉 俊一

5 番 高橋 聡

6 番 遠田 雅弘

7 番 石川 義則

9 番 日向 弘明

12 番 森屋 慶一

13 番 日下部 美雄

14 番 斎藤 克行

15 番 高橋 義夫

16 番 阿部 金一郎

17 番 小野 隆

18 番 佐藤 繁

19 番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名（4名）

2 番 阿部 さおり

4 番 日下部 崇喜

10 番 高橋 直之

11 番 佐藤 吉法

5 議長の委員番号及び氏名

19 番 若松 忠則

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 渡部 桂一

次長兼農地農政係長 海藤 博

農地農政係主査 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第 7 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について	(9 件)
報告第 8 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について	(8 件)
報告第 9 号	農地の公売に係る売却決定に対する農地法第 3 条の許可について	(1 件)
報告第 10 号	非農地と判断された農地について	(1 件)
報告第 11 号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請の訂正について	(1 件)
議案第 13 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(7 件)
議案第 14 号	農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書に対する意見の決定について	(1 件)
議案第 15 号	農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について	(2 件)

◎開 会 （午後 6 時 30 分）

◎諸報告

議長	これより令和 7 年第 4 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせます。
事務局長	本日の委員の出席状況について報告します。 2 番 阿部 さおり委員、4 番 日下部 崇喜委員、10 番 高橋 直之委員、11 番 佐藤吉法委員から欠席の連絡をいただいております。 次に本日の資料について報告します。タブレットに地域計画の変更に関する資料、議案第 14 号に関する手続きのフロー図等資料、令和 7 年度農業者年金加入推進活動計画（案）、庄内南部新規就農者研修受入協議会等に関する資料、山形県農業働き手確保対策協議会プレスリリース、配布資料は費用弁償 3 期分明細書、最適化活動の点検・評価記録簿、農協広報 4 月号、農林課・農業委員会配置図、庄内町観光協会からの封書となっております。 それでは、令和 7 年第 3 回総会以後の行事について報告します。「行事報告書」をご覧ください。（説明）続いて、令和 7 年第 4 回総会後の行事予定について説明します。「行事予定書」をご覧ください。（説明）
議長	諸般の報告が終わりました。 ただ今の出席委員は 14 名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の選出

議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により指名させていただいてよろしいでしょうか。 （異議なしの声あり） 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。5 番 高橋 聡委員、6 番 遠田 雅弘委員、両名に議事録署名委員をお願いします。 なお、書記には、事務局長を指名します。
----	---

◎報告 報告第 7 号の上程、説明、質疑

議長	報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
----	--

事務局長	(報告第7号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	(報告第7号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第7号を終わります。
◎報告	報告第8号の上程、説明、質疑
議長	報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第8号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	(報告第8号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 ないようですので、報告第8号を終わります。
◎報告	報告第9号の上程、説明、質疑
議長	報告第9号「農地の公売に係る売却決定に対する農地法第3条の許可について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第9号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(報告第9号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 18番 佐藤委員。
18番 佐藤	「譲渡人」、「譲受人」という項目の欄に、氏名が1名しか記載されていません。 その方は「譲受人」と捉えてよろしいでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	その通りです。
議長	佐藤委員。
18番 佐藤	それでは、項目の「譲渡人」は削除すべきではないでしょうか。
議長	今の質問は、「譲渡人」の氏名の記載がなく、「譲受人」の氏名のみが記載されていることの意味に対する質問でしょうか。「譲渡人」の氏名を非公開にしている理由があれば教えてください。 長南主査。
長南主査	「譲渡人」を非公開にしているわけではありません。項目の「譲渡人」を削除して修正いたします。
議長	ほかに質問はございますか。 ないようですので、報告第9号を終わります。
◎報告	報告第10号の上程、説明、質疑
議長	報告第10号「非農地と判断された農地について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。

事務局長	(報告第 10 号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(報告第 10 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 18 番 佐藤委員。
18 番 佐藤	これは所有者からの申請だったということでしょうか。また、土地の所有者に対しては、所有者自身で地目の変更をしてくださいという通知をしたのですか。
議長	長南主査。
長南主査	所有者から申出がございました。地目の変更登記については、非農地通知書と一緒に地目変更登記を依頼する文書を送付しています。
議長	佐藤委員。
18 番	所有者からの非農地証明願があり、それに対応したということですね。
議長	長南主査。
長南主査	非農地証明願という書類をいただいたわけではありませんが、そのような申出がありまして、現地確認をしております。
議長	18 番 佐藤委員。
18 番 佐藤	口頭で申出を受けて、現地確認をして許可を出すというのは、手続き上足跡が残らないわけです。議案として総会に出す以上、非農地証明願という文書を出していただくのが、手続き上の形式ではないでしょうか。
議長	長南主査。
長南主査	非農地証明願を提出いただいて、それを議案として協議し、許可するというやり方もあるようですが、庄内町では近年そのようなやり方はしていません。口頭で申出を受けて、農地利用状況調査の一環で、3 人の農業委員の立ち合いのもと状況を見て、非農地かどうか判断をし、報告として提出しています。
議長	暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。 18 番 佐藤委員、よろしいでしょうか。
18 番 佐藤	はい。
議長	ほかに質問はございますか。 16 番 阿部委員。
16 番 阿部	現地確認をした委員です。現地には、小屋の基礎が残っており、現状田ではないと判断しました。長らく田として課税されていたのであれば、現状に合っていなかった課税状況であったと考えます。もしこのような場所がほかにもあれば、税務町民課と協力し公正な課税をお願いしたいと思います。この件の所有者は 3 月に相続を受けたばかりで、状況をどの程度把握していたかはわかりませんが、適正な地目変更を所有者の方に促すようにしていただければと思います。
議長	以上、阿部委員からの希望でした。 ほかに質問はございますか。

	なければ、報告第 10 号を終わります。
◎報告	報告第 11 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 11 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請の訂正について」を議題とします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 11 号の資料に基づき、報告を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(報告第 11 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	これより質疑を行います。 暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。 9 番 日向委員。
9 番 日向	受け手になる場合、年齢制限はありますか。
議長	長南主査。
長南主査	年齢制限は設けていません。本人が受けられるということで、契約しています。
議長	日向委員。
9 番 日向	地域計画策定の際にも、農家の高齢化が課題として出ておりましたので確認させていただきました。
議長	暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。ほかに質問はございますか。 なければ、報告第 11 号を終わります。
◎議事	議案第 13 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 13 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
議長	長南主査。
長南主査	(議案第 13 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	本案は、事前に現地調査を行っておりますので、6 番 遠田 雅弘委員より、現地調査報告をお願いします。
6 番 遠田	農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 4 月 22 日に、7 番 石川 義則委員と事務局の長南主査と私の 3 人で現地調査を実施しました。 いずれの案件も農地として適正に管理されており、問題ないと見てきました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。

	(異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 13 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。
◎議事	議案第 14 号の上程、説明、質疑
議長	議案第 14 号「農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書に対する意見の決定について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 14 号の資料に基づき、内容を説明) 詳細につきましては、長南主査がご説明申し上げます。
長南主査	(議案第 14 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。本案は、事前に現地調査を行っておりますので、7 番 石川 義則委員より、現地調査報告をお願いします。
7 番 石川	現地調査報告を行います。 4 月 22 日に、6 番 遠田 雅弘委員と事務局の長南主査と私の 3 人で、現地調査を実施しました。 〇〇から〇〇へ行く町道沿いにある農地です。北側、西側は農地、東側は町道、南側は排水路に接してします。 周辺農地の営農条件に悪影響を与えないと思われることから、問題ないと判断してきましたので報告します。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と現地調査報告が終わりました。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 14 号「農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号並びに農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 37 条第 2 号の規定に該当するか否かの検討を求める申出書に対する意見の決定について」に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、申出書にある規定に該当するものと決定しました。
◎議事	議案第 15 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」を議題とします。事務局長より議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 15 号の資料に基づき、内容を説明)

	詳細につきましては、海藤次長がご説明申し上げます。
議長	海藤次長。
海藤次長	(議案第 15 号について資料に基づき、内容を説明)
議長	暫時休憩します。
(暫時休憩)	
議長	再開します。これより本案に対する質疑を行います。なければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決します。 議案第 15 号「農用地利用集積等促進計画策定に係る要請について」賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり要請することに決定しました。 これをもちまして、令和 7 年第 4 回庄内町農業委員会総会を閉会します。
◎閉 会	(午後 7 時 5 0 分)